

尼崎市避難所運営マニュアル

令和5年6月
尼崎市

作 成	災 害 対 策 課
バ ー ジ ョ ン	3.0 版
最 終 改 正 日	令 和 5 年 6 月 21 日

【目次】

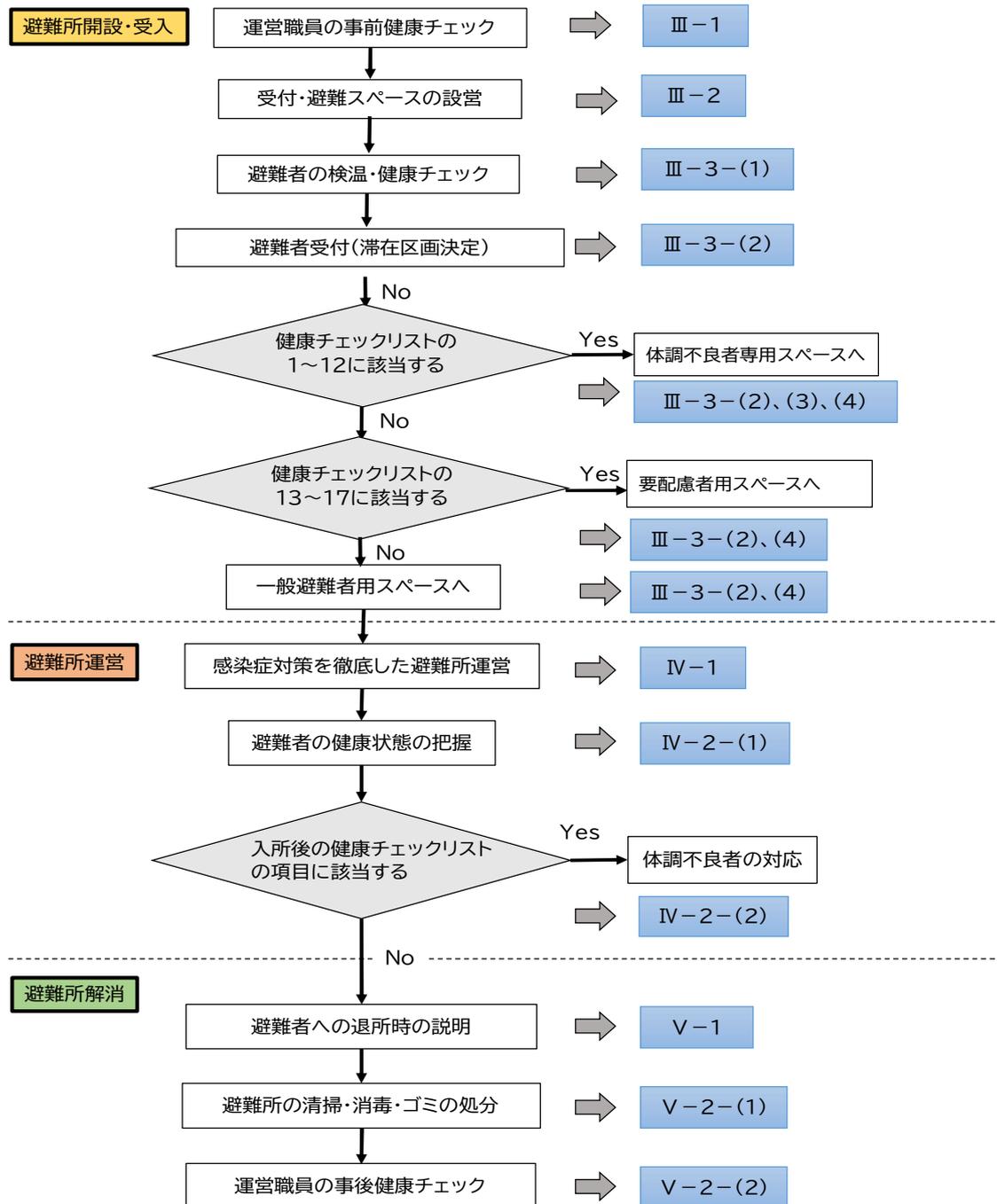
I 総則	1
1 避難所対応のフロー図	1
II フェーズ0(事前準備).....	2
1 避難場所における物資や衛生資材	2
2 避難所のゾーニングと収容人数の考え方	2
(1) 避難所のゾーニング.....	2
(2) 収容人数の考え方.....	2
III フェーズ1(避難所開設・受け入れ).....	4
1 避難所運営職員の事前準備	4
2 避難所開設準備	4
(1) 受付の設置.....	4
(2) 避難スペースの設置.....	5
3 避難者の受け入れ.....	5
(1) 避難者の検温・健康チェック	5
(2) 避難者受付.....	6
(3) 避難スペースへの誘導.....	6
(4) 避難者受け入れ時の説明	6
IV フェーズ2(避難所運営)	7
1 基本的な感染症対策の推奨.....	7
(1) こまめな手洗い、手指消毒の実施	7
(2) 十分な換気の励行.....	7
(3) トイレなどの共用部分の清掃・消毒の実施.....	7
(4) 人と人との接触機会を減らす	7
(5) ゴミの処分.....	8
2 避難者の健康状態の把握と体調不良者が出た場合の対応.....	8
(1) 避難者の健康状態の把握	8
(2) 避難者に体調不良者が出た場合の対応.....	8

3 一般避難者・要配慮者用スペースの運営	8
4 体調不良者専用スペースの運営	8
(1) 避難所運営職員の装備等	8
(2) 専用スペースの避難者への対応	8
(3) 要配慮者への対応	9
(4) 発熱等の症状が現れた場合の対応	9
V フェーズ3(避難所解消)	9
1 退所時の確認と退所者への説明	9
2 退所後の避難スペースの清掃・消毒.....	9
(1) 避難スペースの清掃・消毒・ゴミの処分	9
(2) 避難所運営職員の事後健康チェック	9
VI 様式・参考資料	10

I 総則

このマニュアルは、大規模災害時における避難所運営マニュアルであり、指定避難場所においても適切に対応できるようマニュアルを整備しておくもの。

1 避難所対応のフロー図



II フェーズ0(事前準備)

1 避難場所における物資や衛生資材

避難所対応で必要となる物資や衛生資材を各避難場所に設置する。

避難所配備物資一覧			
【衛生用品関係】		【居住空間関係】	
清掃用アルコール	非接触赤外線体温計	スポットクーラー	
フェイスシールド	通常型(接触)体温計	大型送風機	
感染防護服	手指消毒用アルコール	パーティション(1.0m)	
養生テープ	使い捨て手袋(M・Lサイズ)	パーティション(1.8m)	
雑巾	ペーパータオル	アルミマット	
ゴミ袋(大)	小型ラジオ	マルチルーム	
ゴミ袋(小)	ハンドソープ	防災ベット	
マスク		ダンボール間仕切り	

2 避難所のゾーニングと収容人数の考え方

(1) 避難所のゾーニング

避難所の開設にあたって、避難者の健康状態を確認する「健康チェック窓口」や「避難者受付」の設置、発熱・咳等の症状がある者を収容する「体調不良者専用スペース」といったゾーニングを行う。(参考資料 1)

※ゾーニングについては、各施設の利用可能な部屋や環境等を踏まえて柔軟に検討を行う。

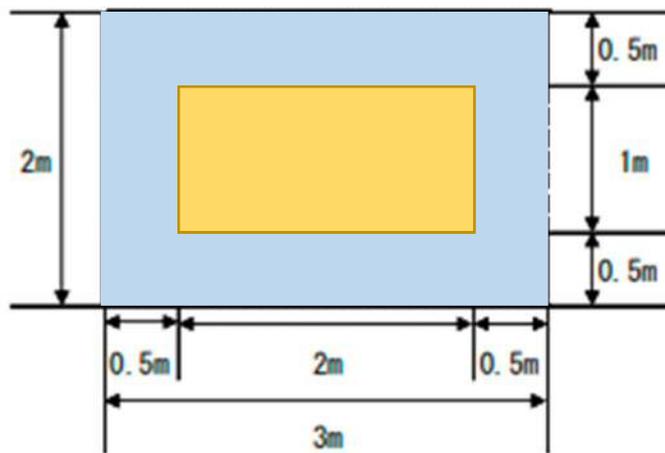
(2) 収容人数の考え方

避難者と避難者が密接する状況とならないよう、人と人が触れ合わない程度の身体的距離をとった避難所レイアウトを検討する。

【兵庫県における標準的な目安】

世帯ごとの間隔: 人と人が触れ合わない程度の距離を確保

(参考) 尼崎市の避難者一人当たりの居住面積: 2㎡以上/人



※飛沫感染防止のため、世帯ごとにパーティション等の設置を検討する

Ⅲ フェーズ1(避難所開設・受け入れ)

1 避難所運営職員の事前準備

避難所運営職員は、避難者受入前に各自健康チェック、体温測定を行う。

また、業務を行った日から1週間程度は、各自健康状態に異常がないか体温測定などの健康管理を行う。発熱等の症状が現れた場合には、速やかに医療機関へ受診すること。

なお、避難所運営職員は、一般的な感染症に関する基本的事項を踏まえたうえで対応にあたること。(参考資料 11)

2 避難所開設準備

(1) 受付の設置

避難者の健康状態の確認や体温測定を行う「健康チェック窓口」と、避難者名簿の配布、誘導案内を行う「避難者受付窓口」を設置し、受付スペースの設置例を参考に、必要備品を配置する。

<受付スペースでの必要備品>

必要備品
① 受付用机、筆記用具、養生テープ
② 受付関係書類一式(健康チェックリスト等)
③ 非接触型体温計、通常型(接触)体温計、使い捨て手袋、フェイスシールド
④ 手指消毒用アルコール、配布用マスク
⑤ 配布・掲示用資料一式

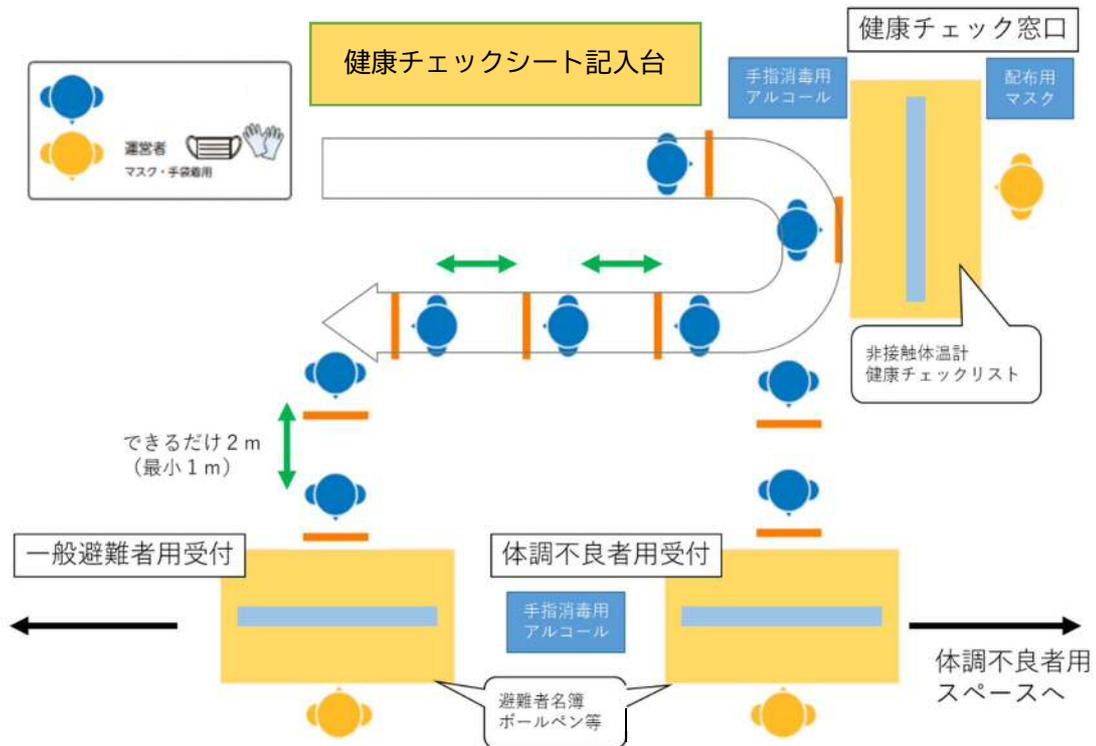
受付スペースでは、避難者と避難者の距離が密接にならないよう、床に養生テープなどで目印を付け、間隔をできるだけ2m(最低1m)開けることに配慮する。

「健康チェック窓口」において、「健康チェックリスト」の健康チェック項目に該当のない「一般避難者用受付」と、健康に関する項目に該当がある「体調不良者用受付」等を分けて設置し、それぞれの動線が重ならないように配慮する。

なお、災害の規模によって、避難者が少数にとどまることが想定される場合には、「健康チェック窓口」と「避難者受付窓口」を分けて設けることなく、同じ場所に設置し、兼用とすることも想定される。

※受付、誘導については、人手が不足している場合は、可能な限り地域の方々の協力も得るよう、声掛けを行う。

<受付スペースの設置例(大規模災害時)>



新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック(JVOAD 避難生活改善に関する専門委員会)をもとに作成

(2) 避難スペースの設置

養生テープ等で目印をつける等、避難者(世帯)同士の身体的距離を確保した配置を行う。人と人が触れ合わない程度の距離を確保できない場合には、間仕切りを設置する。

3 避難者の受け入れ

(1) 避難者の検温・健康チェック

避難所担当職員は、感染防止対策上、高齢者等の重症化リスクの高い避難者が多い場合などは、必要に応じてマスクを着用し、体調不良者等の避難者受付時には、使い捨て手袋やフェイスシールドを着用するなど体調不良者等と直接触れないよう留意する。

避難者の受け入れを行う前に、健康チェックリスト(参考資料 2)により、すべての入所者の検温および健康チェックを行う。非接触型体温計で体温が37.0~37.5℃以上となった避難者に対しては、通常型(接触)体温計にて再度体温を測定する。

※原則37.5℃以上を発熱者の目安とするが、平常時の基礎体温等の聞き取りの中で、判断を行うものとする。

健康チェック窓口での健康チェックリストの記入結果により、それぞれの「避難者用受付」に誘導する。

(2) 避難者受付

避難所運営職員は、健康チェックリストの記入確認を行い、記入内容を基に避難世帯の滞在区画を決定し、健康チェックリストに、滞在区画(体育館、教室など)を記入し、滞在区画移動後、避難者名簿(参考資料 3)の記入・提出(健康チェックリストと共に)を求める。
※退所後の緊急の連絡が必要になった場合に備えて、「健康チェックリスト」に、連絡先が確実に記載されていることを確認する。「健康チェックリスト」は、個人情報が含まれるため、紛失・盗難などが起こらないよう管理を徹底する。

(3) 避難スペースへの誘導

- ⇒ 「健康チェックリスト」の健康に関する項目1～12のすべての項目に該当のない者は、「一般避難者用受付」へ誘導。受付後、一般避難スペースへ誘導する。また、一般避難者用受付へ来た者のうち、持病や要配慮に関する項目13～17に該当のある方は、要配慮者スペースへ誘導する。
- ⇒ 「健康チェックリスト」の健康に関する項目1～12のいずれかに該当のある方は、「体調不良者用受付」へ誘導。受付後、「体調不良者専用スペース」へ誘導する。

※世帯ごとに区分けした避難スペースへ案内する際、番号やアルファベットなどで掲示する他、全体レイアウトの掲示に努めること。

- (「健康チェックリスト」への記入が困難な避難者への対応)
- 避難者の状況によっては、自ら「健康チェックリスト」へ記入することが困難な避難者(視覚障がい者、外国人、子供、認知症の方など)も想定されるため、本人への聞き取りや様子の観察、検温結果などにより「健康チェックリスト」の健康に関する項目1～12に該当がないかなどを確認する。
- ※確認できない場合は、一般避難者とは、別で誘導案内を行う。

(4) 避難者受け入れ時の説明

避難場所滞在中の注意事項として、避難者に注意事項のチラシ(参考資料 4)を配布し、説明を行う。

IV フェーズ2(避難所運営)

1 基本的な感染症対策の推奨

(1) こまめな手洗い、手指消毒の実施

こまめに液体石けんと水での手洗い(水道が復旧していない場合は、手指消毒用アルコール)を行うとともに、うがいや咳エチケットなど、基本的な感染症対策を推奨する。また、マスクの着用は原則、個人の判断ですが、避難所運営上の理由等により、マスクの着用を求めることができる。(参考資料 5)

<手洗いのタイミング>

手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人が触れたと思われる場所を触った時、咳・くしゃみ・鼻をかんだ時、配布等の手伝いをしたとき、炊き出しをする前、食事の前、症状がある者の看病や家族・動物の排泄物をとり扱った後、トイレの後 など

(2) 十分な換気の励行

十分な換気を行うため、2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが望ましい。窓が一つしかない場合は、ドアを開けることや、換気扇の使用などを検討する。部屋の配置等により、対応が異なることから、事前に換気方法について検討しておく。

(3) トイレなどの共用部分の清掃・消毒の実施

トイレのふた、便座、洗面所の蛇口、ドアノブ、手すりなどの共有部分で複数の人が触る部分は、清掃用アルコール消毒液などで1日3回以上、消毒・清掃を行うことが望ましい。(参考資料 6)

(4) 人と人との接触機会を減らす

物資や食料の手渡しは行わず、一定の場所に置いて、そこに避難者が取りに行く等、人と人との接触機会を減らすためのルールを検討する。

(5) ゴミの処分

各世帯に対して受付時に、ゴミ袋を配布し、世帯ごとに出たごみはゴミ袋に入れ、避難所共同のごみ袋に捨てるよう協力を求める。

ゴミを回収する避難所運営職員は、使い捨て手袋、マスクの着用を推奨し、ゴミを直接触れることがないよう感染予防に十分配慮する。(参考資料 7、参考資料 8)

2 避難者の健康状態の把握と体調不良者が出た場合の対応

(1) 避難者の健康状態の把握

毎日定期的に、避難者が自ら検温や「入所後の健康チェックリスト」(参考資料 9)を活用し、健康状態の把握を行う。

また、避難所生活が長期化する場合には、保健師等による定期的な巡回健康相談を実施する。

(2) 避難者に体調不良者が出た場合の対応

検温や健康チェックにより体調不良が確認された者は、「一般避難者用スペース」から分離し、別室の「体調不良者用スペース」へ移動させる。個室が確保できない場合は、パーティション等の間仕切りを使用する等、個室に準じた場所での滞在を求める。

また、トイレや洗面所も可能な限り一般避難者と共同利用しないような配置とする。
※状況に応じて、簡易トイレの使用も検討する。

3 一般避難者・要配慮者用スペースの運営

基本的な感染症対策に留意しながら対応を行う。

4 体調不良者専用スペースの運営

(1) 避難所運営職員の装備等

専用スペースを運営する職員は、使い捨て手袋やガウン、フェイスシールドなどの防護具を着用するなど、感染予防に留意する。(参考資料 8)

感染予防の観点から、避難者と同じ部屋に常駐せず、廊下などの換気のできる別の場所で待機し、必要に応じて対応する。

(2) 専用スペースの避難者への対応

専用スペースの避難者への対応は、できるだけ限られた避難所運営職員で実施する。

(3) 要配慮者への対応

要配慮者は一般的に感染症重症化のリスクが高いことから、可能な限り、一般の体調不良者との部屋を分け、避難者が少ない場合は個室で待機させる。部屋を確保できない場合等は、パーティションを設置する等、可能な限り、感染防止対策に配慮する。

(4) 発熱等の症状が現れた場合の対応

避難者が、避難所滞在中に発熱等の症状が現れた場合には、医療機関へ受診を案内し、状況に応じて、避難者の移送や、緊急を要する場合は119番通報などの対応を行う。

V フェーズ3(避難所解消)

1 退所時の確認と退所者への説明

避難所退所時には、[参考資料 10](#)をもとに、避難者に対して注意事項の説明を行う。

2 退所後の避難スペースの清掃・消毒

(1) 避難スペースの清掃・消毒・ゴミの処分

避難者退去後の避難スペースを清掃し、備品やドアノブ等の共用部分の消毒を行うことを推奨する。清掃、消毒、ゴミの処分を行うときは十分な換気を行い、[参考資料 6](#)を参考に、適切な装備で行うことを推奨する。

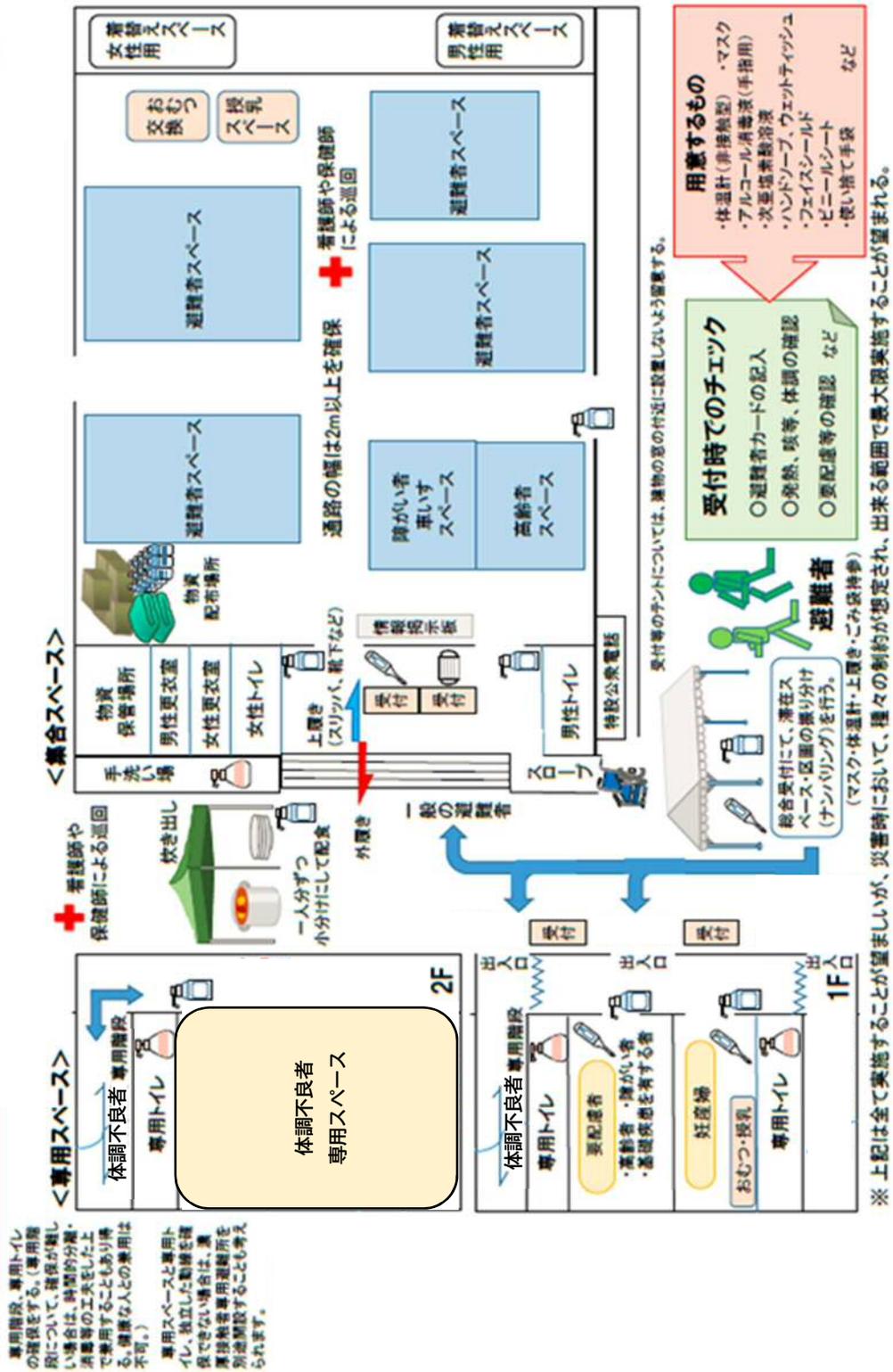
(2) 避難所運営職員の事後健康チェック

避難所運営職員は、業務を行った日から1週間程度は、体温測定などの健康管理を行う。発熱や体調不良などの症状がある場合には、速やかに所属長へ報告する。

VI 様式・参考資料

参考資料 1 避難所のゾーニング例

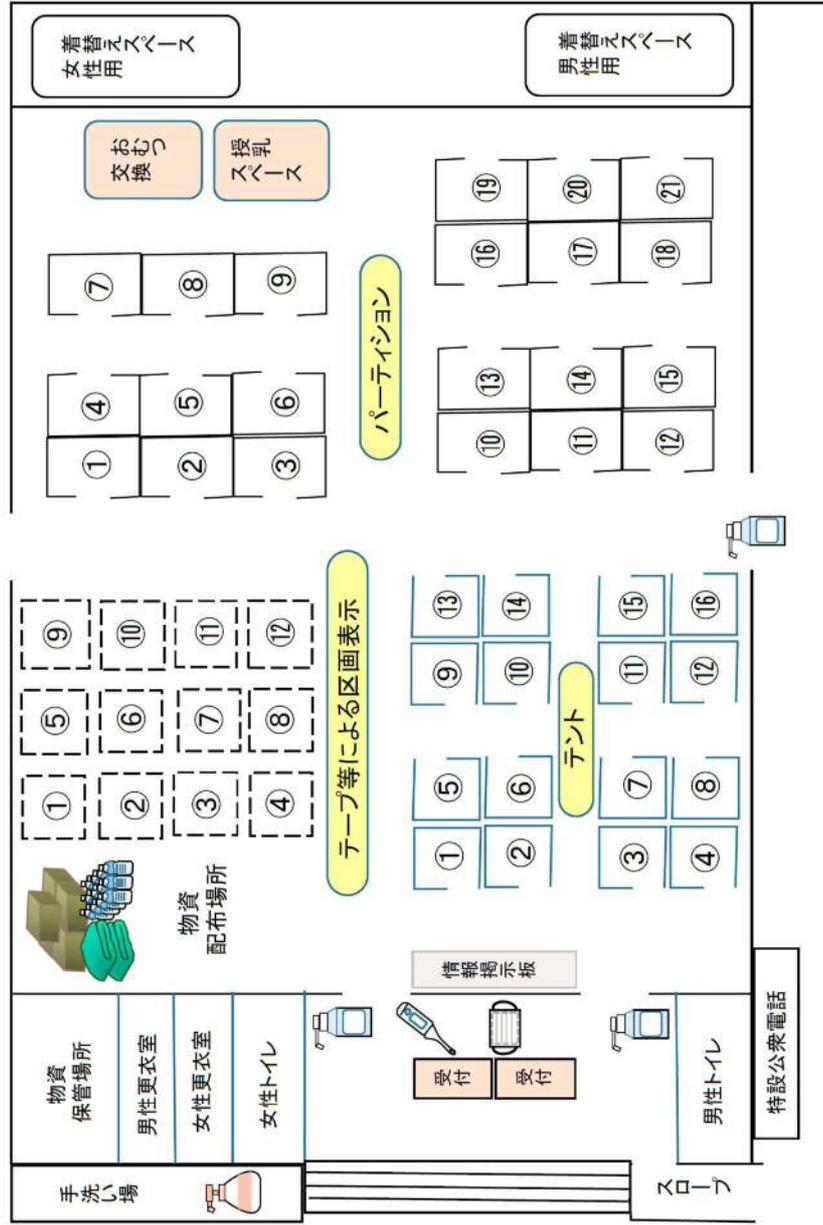
避難所レイアウト (例) <避難受付時>



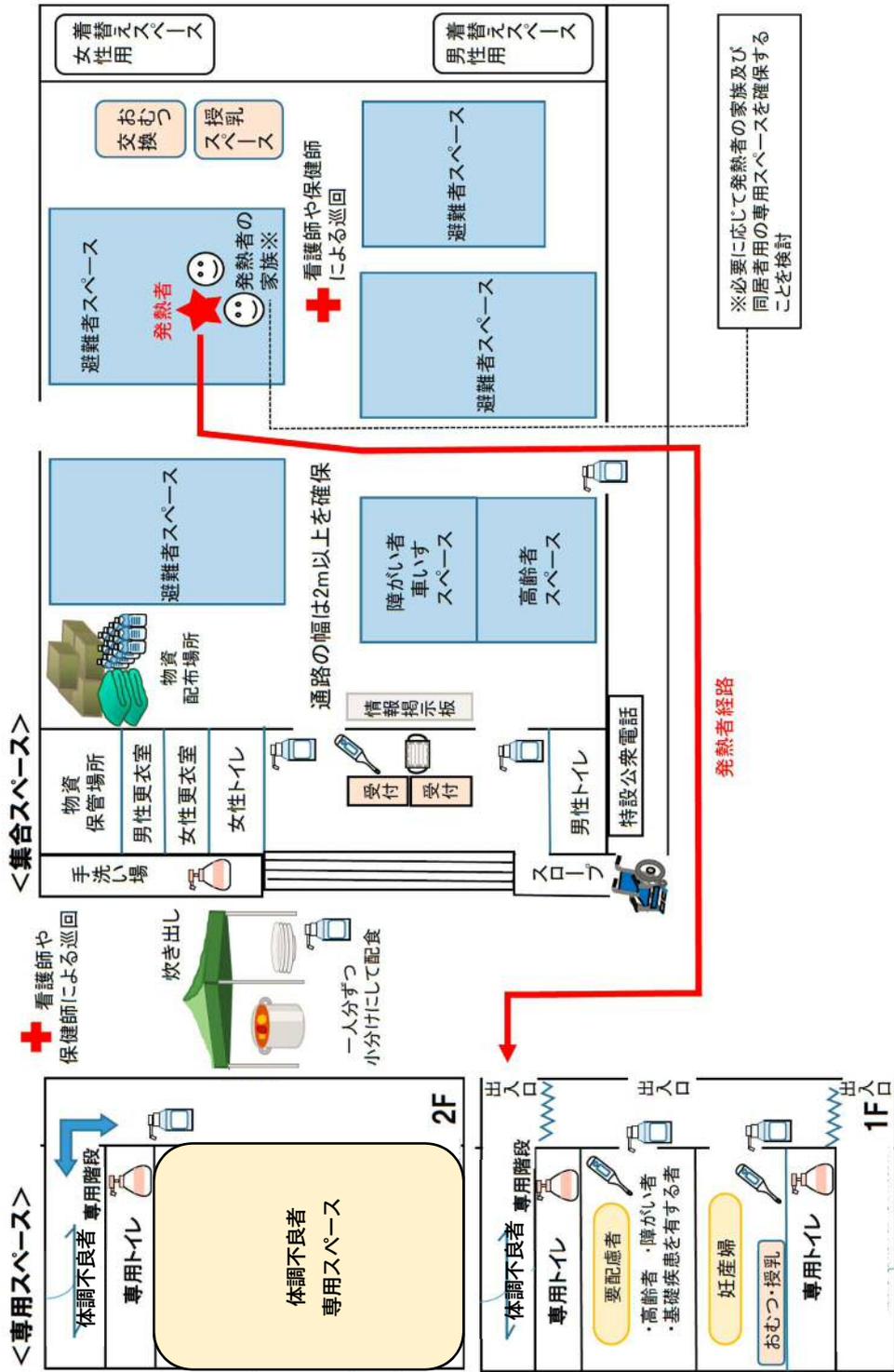
健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2.6.10
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



避難所レイアウト（例）＜避難受付移行＞

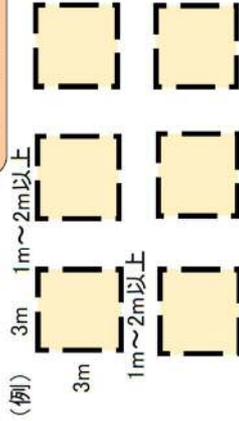


※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テーブル等による区画表示

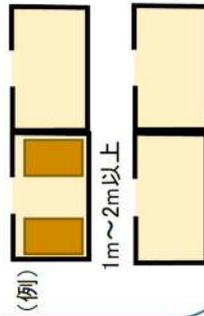


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

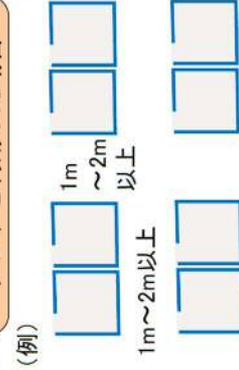
※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



テントを利用した場合



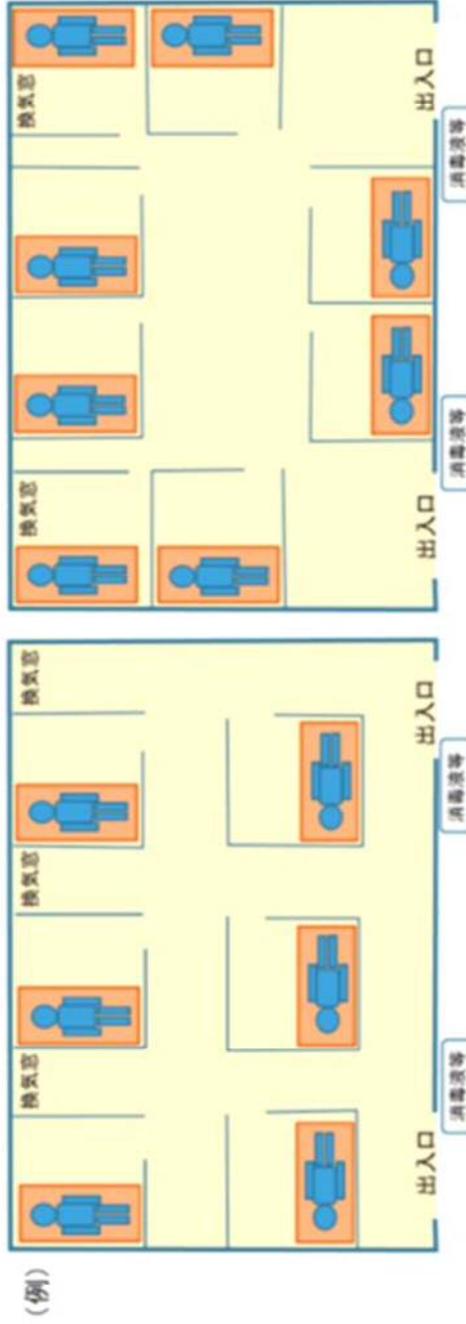
- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

体調不良者専用スペースのレイアウト（例）

- 体調不良者は、一般の避難者とゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- 感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染症拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用)

※ 発熱・咳等のある人は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

避難所滞在中の注意事項

避難所では、人が集まることによって、感染症の感染リスクが懸念されます。避難所で感染が広がらないよう、以下のことにご協力をお願いいたします。

<個人が行う感染予防対策>

- 避難所や各部屋に出入りするときは、手指消毒をしましょう。
- こまめな手洗い、咳エチケットを実施しましょう。
- 他の避難者との距離を保ちましょう。(できるだけ2m(最低1m))
- 体調がすぐれない方は、避難所担当者に申し出てください。状況に応じて、別室に移動していただく場合があります。
- 体調不良者用スペースでは、原則、部屋内に滞在します。部屋や体調不良者用スペースから出るのは、必要最小限にとどめてください。
- 避難スペースの清掃・消毒は各自で行いましょう。
- 避難所滞在中に出たごみは、世帯ごとに袋に集めて口をしぼって、避難所共同のごみ袋に捨てましょう。

<避難所全体で行う感染予防対策>

- 定期的に窓や戸を開放し、換気を行います。
- 定期的に避難所内の共用部分などを清掃・消毒します。
- 体調がすぐれない場合は、別室に移動していただきます。
- 避難所では、マスクの着用は原則、個人の判断ですが、避難所運営上の理由等により、マスクの着用を求める場合があります。

以上、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

- 正しい手の洗い方
- ① 手洗いの前に、爪は短く切っておきましょう。時計や指輪は外しておきましょう。
 - ② 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
 - ③ 指先・爪の間を念入りにごすります。
 - ④ 指の間を洗います。
 - ⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。
 - ⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

- 3つの咳エチケット
- ① マスクを着用する (口・鼻を覆う)
 - ② ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
 - ③ 袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

- ① 鼻と口の両方を確実に覆う
- ② ゴムひもを耳にかける
- ③ 隙間がないよう鼻まで覆う



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しい情報はこちら
厚労省





用意する物 使い捨て手袋・ゴム手袋、マスク、ほうき、ちりとり、バケツ、トイレタワシ、消毒薬(ハイターなど)、トイレ掃除シート・新聞紙や布等、ゴミ袋

清掃手順

- 1 マスクと使い捨て手袋(ゴム手袋^{※1})を着用する
- 2 トイレのドアを開け、風通しを良くする
- 3 ほうきで床をはく
- 4 汚物の入ったゴミ袋を交換する
- 5 バケツの水で消毒薬(ハイター等)を希釈する。[ハイターの場合はバケツの水1杯(約5ℓ)にキャップ4杯位(約20cc)]
- 6 ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル(床)等の順で、消毒薬を薄めた布等をひたし、しっかりしぼってからふく^{※2}
- 7 複数のトイレの掃除を行う際は、各々の環境を清掃してから、便器の清掃をまとめて行う。
- 8 便器の内側は、消毒薬^{※3}(トイレハイター、ドメスト、サンポールなど原液)をかけ、2~3分後にこすらずに水で流す(汚れには、トイレタワシ等を用いる)
- 9 手袋をはずし、なくなっているトイレットペーパーを補充する
- 10 清掃が終わったら、手洗い^{※4}をする



※1 消毒薬の原液やタワシ・ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。
 ※2 清掃時に使う巾着は、便器と、その他の清潔部位は分けて使うこと。

※3 塩素系消毒薬(トイレハイター、ドメスト)、塩酸系消毒薬(サンポール)などがある。
 ※4 水道が復旧していない場合には、速乾性アルコール消毒薬を用いる。

消毒薬を使う際の注意

1. 有毒ガスが発生するため、顔と呼吸系は決して露けて使用しないこと。
2. 消毒薬を希釈するペットボトルは専用と対応し、割って飲むことがないように注意する。

宮城県、石巻赤十字病院、東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、
 感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『**ごみの捨て方**』に沿って、「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせません。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりしばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



新型コロナウイルスなどの感染症対策のための 避難所でのごみの捨て方について

— 避難所を運営されている方々へ —

1 避難所のごみの
分別ルールを確認し、
避難者への周知を
お願いします。

資源物の分け方、出し方が普段と異なる場合があります。
ごみ箱・ごみ袋の設置場所、設置の方法、回収頻度などを
予め確認をお願いします。
ふた付きのごみ箱の設置もご検討ください。

2 ごみ袋の
空気を抜いて
出しましょう!

収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくし、
収集車での破裂を
防止できます。



3 ごみ袋に入れ
しっかり縛って
封をしましょう!

ごみが散乱せず、収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくなります。



4 ごみ袋や消毒液を
確保しましょう!

避難所用のごみ袋や消毒液は
可能な範囲で確保しておきましょう。

発熱、咳等の症状が出た方のための使用済みマスク等の捨て方

発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースでは、鼻水等が付着したマスクやティッシュ、
おむつ等のごみを捨てる際は、以下のことに注意が必要です。

**①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、
いっぱいにならない
ようにしましょう!**

ごみは、いっぱいになる前に
早めに出しましょう。



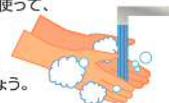
**②ごみに直接触れることの
ないよう、しっかり縛って
出しましょう!**

ごみは、空気を抜いてから
しっかり縛って出しましょう。
万一、ごみが袋の外面に触れた
場合や、袋が破れている場合は、
ごみ袋を二重にしてください。



**③ごみを捨てたあとは
しっかり手を
洗いましょう!**

石けんを使って、
流水で
手をよく
洗いましょう。



コロナウイルスに関する詳しい情報は「廃棄物処理における新型コロナウイルス
感染症対策に関するQ&A」のウェブサイトをご覧ください。▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶



以上の点に気をつけてごみを出していただくことが、避難所での感染拡大防止につながり、
皆様にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備（参考）

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。

	マスク	眼の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の応対	○	△ ※2	○		
清掃、消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンでの応対 ※6	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	
軽症者等ゾーンでの応対 ※6	○	○	○		
軽症者等ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン、衣服の洗濯 ※7	○	○		○	
シャワー・風呂の清掃	○	○		○	○ ※8

- ※1 フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができ、物が代替可（シュノーケリングマスク等））
- ※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。（例：受付で連続して同じ人が複数避難者に対応する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）
- ※3 手袋を外した際には、手洗いをを行う。使い捨てビニール手袋も可。
- ※4 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人での共用は不可）
- ※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カップでの代用も可。
- ※6 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。
- ※7 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。
- ※8 換水性のあるガウンが望ましい。

出典：避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q&A(第1版)について(令和2年6月10日内閣府通知)

手袋のつけ方

①手指衛生を行う。

②利き手で手袋を取り出し、できるだけ表面に触れないように持つ。
1枚ずつ取り出す

③利き手に装着する。

④手袋を装着した手で もう片方の手袋を取り出す。飛び出た手袋は箱の中に押し戻す。

⑤手首までしっかり伸ばして装着する。

⑥手袋の中の空気を抜く。

手袋の外し方

①利き手で反対側の手袋の手首部分をつまむ。
皮膚に触らないようにする

②手袋の外側が内側になるように外す。

③外した手袋を利き手の手に丸めて握る。

④手袋を外した手を利き手の手袋の手首内側に差し込む。

⑤手袋外側が内側になるように外す。オレンジ ハザードへ廃棄する。(※)

⑥手指衛生をする。

※オレンジハザードとは、感染性廃棄物専用箱のことをいう。



小さくまとめて捨てる

手指衛生

顔に触れないよう外す



出典：新型コロナウイルス感染症に対する透析施設での対応について（第4版）
 （令和2年4月1日）公益社団法人 日本透析医会

擦式手指消毒の手順



出典：救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.1.0)(消防庁)

入所後の健康チェックリスト

参考資料 9 入所後の毎日の健康チェックリスト

氏名(ふりがな)	年齢

(避難所名:)

	体温測定	(月)		(火)		(水)		(木)		(金)		(土)		(日)	
		朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜	朝	夜
		°C													
息苦しさ	★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に息が苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい													
におい・味	においや味を感じない	はい													
せき・たん	せきやたんがひどい	はい													
だるさ	全身のだるさがある	はい													
吐き気	吐き気がある	はい													
下痢	下痢がある	はい													
その他	★その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水、鼻づまり、のどの痛み ・頭痛、関節痛 ・一日中気分がすぐれない ・身体にぶつぶつ(発疹)が出ている ・目が赤く、目やにが多い 等	はい (症状)													
チェック欄															

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第1版)について(令和2年6月10日内閣府通知)をもとに作成

避難所退所時の注意事項

- 避難所を退所されてから1週間程度は、「健康チェックリスト」を参考に、ご自身の体調管理を行ってください。
「健康チェックリスト」の健康に関する項目に該当する症状や、発熱等の症状が出た場合は、医療機関へ受診していただきますようお願いします。

受付時の健康チェックリスト			
●太枠内の項目についてご記入ください		受付日 年 月 日	
氏名	年齢		
ご連絡先	ご住所		
	チェック項目		
1	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ	
2	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ	
3	においや味を感じないですか？	はい・いいえ	
4	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ	
5	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ	
6	吐き気がありますか？	はい・いいえ	
7	下痢がありますか？	はい・いいえ	
8	体にぶつぶつ(発疹)が出ていますか？	はい・いいえ	
9	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ	
10	現在、医療機関に通院をしていますか？(症状:)	はい・いいえ	
11	現在、服薬をしていますか？(薬名:)	はい・いいえ	
12	そのほか気になる症状はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ	
持病や要配慮に関する項目	13	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ
	14	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
	15	乳幼児と一緒にですか？(妊娠中も含む)	はい・いいえ
	16	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
	17	てんかんはありますか？	はい・いいえ
※チェック項目13～17にいずれかに該当する場合は、本人以外の緊急時の連絡先をご記入願います。 連絡先:(-) 本人との関係:() 氏名:()			

(以下は、受付担当者が記入)			
体温	℃	受付者名	
避難所名		滞在スペース・区画	
※滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称及び区画番号などを記入する。			

参考資料 11 一般的な感染症に関する基本的事項

飛沫感染と接触感染

- 飛沫感染:感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染すること。
- 接触感染:感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付着する。他者がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触るにより、粘膜から感染すること。

正しい手洗いの方法

- 手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができ、有効であるとされている。また、石けんを使った手洗いはウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効である。
- 手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいため、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要である。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができるとされている。



咳エチケットの実施 (参考資料 5)

- 「咳エチケット」とは、感染症を他の人に感染させないように、咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖や肘を使って、口や鼻をおさえることである。
- 咳やくしゃみを手でおさえたり、何もせずに咳やくしゃみをしたりするのではなく、とっさの時には、服の袖口などで口や鼻をおさえるなどの咳エチケットに努めること。

清掃・消毒の方法 (参考資料 6、参考資料 7)

- 避難所での感染拡大防止のため、感染症の感染源を断つことを目的に、清掃や消毒を行う。
- 清掃や消毒は、こまめに行い、清掃や消毒をする人が感染しないよう、適切な装備を行って対応することが望ましい。

